

平成 24 年 2 月 3 日

職業安定法違反の罪による弊社従業員の略式命令について

太平電業株式会社

平成 24 年 2 月 2 日、職業安定法第 44 条（労働者供給事業の禁止）違反の罪で、弊社従業員 1 名が小倉区検察庁より略式起訴され、同日、小倉簡易裁判所より略式命令（罰金 50 万円）を受けました。

これに伴い、弊社も両罰規定に基づき略式命令（罰金 50 万円）を受けました。

弊社は、かねてより倫理行動規準を掲げ、役員ならびに従業員に対し、啓蒙活動を行ってきたにもかかわらず、このような事態に至りましたことは、誠に遺憾であり皆様には改めて深くお詫び申し上げます。

弊社としては、この事態を厳粛に受け止め、1 月 13 日に設置しました対策委員会を通じて改善に向けた努力を行ない、コンプライアンスの一層の強化と社内体制の整備、ならびに業務の見直しに注力し、全社一丸となって早期信頼回復に努めてまいる所存であります。

皆様には、引き続き、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。